

(19) 公益財団法人鳥取県産業振興機構 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（平成28年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
16 人	43,316 千円	9,787 千円	18,941 千円	72,044 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

一般職職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
305,554 円	327,369 円	45 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	172,600 円 県職員より6号級下位、行政職1級23号
	高校卒	143,600 円 県職員より6号級下位、行政職1級3号

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.17 月分	0.77 月分
	12月期	1.26 月分	0.77 月分
	計	2.43 月分	1.54 月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有		
	〔平成28年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額
	18,941,258 円	16 人	1,183,829 円
退職手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
	勤続 25 年	29.145 月分	34.58250 月分
	勤続 35 年	41.325 月分	49.59000 月分
	勤続 40 年	46.545 月分	49.59000 月分
	(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
	〔平成28年度実績〕		
	実績なし		
時間外勤務手当	〔平成28年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
	3,006,671 円	11 人	273,334 円

区分	内 容		
	対象職員	支給月額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	事務局長	84,400 円
		とっとり国際ビジネスセンター長	79,500 円
		バイオフィロンティア推進室長	58,100 円
		〔平成28年度実績〕	
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	2,678,862 円	3 人	74,413 円
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,000 円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで	11,000 円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1人につき5,000 円を加算
		〔平成28年度実績〕 実績なし	
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		〔平成28年度実績〕	
		支給総額	支給職員数
	834,000 円	3 人	23,167 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,200 円から 46,400 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算(高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度)
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークソドライブ)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金の相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	[平成28年度実績]		
	支給総額	支給職員数	1人あたり 平均支給月額
	1,557,600 円	13 人	9,985 円
6 役員の報酬等の状況 (平成29年4月1日現在)			
区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理事長	393,700 円	6月期 1.62 月分	
	円	12月期 1.62 月分	
[平成28年度実績]			
①常勤役員			
支給総額	支給者数	1人あたり 平均支給月額 (期末手当等を含む)	
6,053,137 円	1 人	504,428 円	

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
単身赴任手当	廃止	月額26,000円	単身赴任となる職員の 該当がないため
職員手当の状況 (期末手当支給割合)	12月期 1.26月分	12月期 1.36月分	県の制度改正に伴う変更
役員の報酬等 (期末手当支給割合)	6月期 1.62月分 12月期 1.62月分	6月期 1.54月分 12月期 1.84月分	期末手当割合の支給が 変更されたため

(2) 適用日 平成29年4月1日